

令和元年第4回（11月）

県央地域広域市町村圏組合議会臨時会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

令和元年第4回（11月）県央地域広域市町村圏組合議会臨時会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室

2 会 期 令和元年11月22日（1日）

3 付議事件表

| 議 案 番 号 | 件 名 | 議決月日 | 結 果 |
|------------|--------------------------------|--------------|------------------------|
| | 会期決定の件 | 11月22日の1日と決定 | |
| | 会議録署名議員の指名について | 11月22日 | 指名 松尾 義光君 山口喜久雄君 |
| 議 案 第 11 号 | 財産の取得の変更について(消防ポンプ自動車の購入) | 11月22日 | 原 案 可 決 |
| 議 案 第 12 号 | 令和元年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号） | 11月22日 | 原 案 可 決 |

○ 出席議員（15名）

1 番 田 中 哲三郎 君
2 番 森 久 多 久男 君
3 番 松 永 隆 志 君
4 番 相 浦 喜代子 君
5 番 松 尾 義 光 君
6 番 山 口 喜久雄 君
7 番 松 本 正 則 君
8 番 朝 長 英 美 君
9 番 小 林 史 政 君
10 番 岩 永 慎太郎 君
11 番 村 崎 浩 史 君
12 番 松 尾 文 昭 君
13 番 元 村 康 一 君
14 番 伊 川 京 子 君
15 番 田 川 伸 隆 君

○ 欠席議員（なし）

○ 説明のため出席したもの

| | | | |
|--------|---------|-----------|---------|
| 管 理 者 | 宮本 明雄 君 | 副管理者 | 園田 裕史 君 |
| 副管理者 | 金澤秀三郎 君 | 事務局長 | 池松 弘 君 |
| 消 防 長 | 川原 敦 君 | 次長兼諫早消防署長 | 城下 和美 君 |
| 総務課長 | 山口 敏之 君 | 消防総務課長 | 牟田 一幸 君 |
| 大村消防署長 | 田方 章 君 | 小浜消防署長 | 富岡 正英 君 |

○ 議会関係出席者

書記長 山口 敏之 君
書 記 川下 辰彦 君

午後 2 時開会

○議長（田川伸隆君）

皆さんこんにちは、ただいまから、令和元年第 4 回、県央地域広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたいと思いますので、御了承ください。

今期臨時会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

○議長（田川伸隆君）

日程第 1、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、会期は本日 1 日と決定いたしました。

○議長（田川伸隆君）

次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第 2 条により準用する諫早市議会会議規則第 8 7 条により、今期臨時会の会議録署名議員に、5 番 松尾義光議員、6 番 山口喜久雄議員以上 2 名を指名いたします。

○議長（田川伸隆君）

次に、日程第 3、議案第 1 1 号「財産の取得の変更について（消防ポンプ自動車の購入）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（池松 弘君）

議案第 1 1 号「財産の取得の変更について（消防ポンプ自動車の購入）」について、ご説明申し上げます。

本案は、「令和元年6月3日の令和元年第2回県央地域広域市町村圏組合議会臨時会議案第5号において、議決された財産の取得について、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、取得価格に変更が生じたので、県央地域広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

お手元に配付しております議案第11号に記載のとおり、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、取得価格が34,668,000円から35,310,000円となり、642,000円の増額となるものでございます。

変更契約書につきましては、議案第11号資料の1/2ページのとおり令和元年9月30日に仮契約を締結しているところでございます。

同資料の2/2ページは、原契約書でございます。

以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第11号に対する質疑に入ります。

○松本正則議員

契約を交わされたときの契約が、取得をしたときに増税が発生するということになるのか、それとも、元々契約の時点で税は増税にならないで、原契約が生きるという判断基準は税上ないのかお尋ねします。

○事務局長（池松 弘君）

本組合が入札や契約を執行する場合は、諫早市の契約担当課と協議を行い進めております。また、本組合議会の議案作成などは、法令担当課の指導を受けて事務処理を行っているところでございます。

本契約につきましては、入札を行いました今年4月の年度当初は、未だ消費税増税が見送られるのではないかとの話もあっている時期でございまして、国や県の方からも具体的な方針が示されない中で協議を行ったところでございますが、経過措置は適用されず、平成31年度の当初予算が消費税8%で算定された予算で成立していたこともありまして、当初契約は8%で契約を行い、増税が実施された場合に契約変更で対応するしかないとの判断でございました。

また、工事又は製造の請負契約については、契約金額の10分の1又は2,000万円以内の契約変更については、管理者の専決処分することができる事項として指定されておりますが、財産の取得につきましては、専決規定の指定がないことから議決が必要となったところでございます。

○議長（田川伸隆君）

ほかにないでしょうか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

○議長（田川伸隆君）

議案第11号「財産の取得の変更について（消防ポンプ自動車の購入）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、議案第11号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第4、議案第12号「令和元年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（池松 弘君）

議案第12号「令和元年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

議案第12号の補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,381万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億3,715万3千円とするものでございます。

次に、第2条の地方債の補正につきましては、4ページの「第2表地方債補正」をご覧ください。起債の目的欄に表記しております消防防災施設整備事業費は、消防ポンプ車の購入に係る事業費で、事業費の確定による補正でござい

ます。起債限度額を補正前3,540万円から250万円を減額補正し、補正後の限度額3,290万円とするものでございます。

予算書の1ページに戻りまして、次に、第3条の組合経費の負担の補正につきましては、5ページの「第3表市別負担額表」をご覧ください。

高速国道救急業務特別負担金は、高速道路株式会社から高速道路の救急業務を実施した自治体へ財政措置されているところでございますが、この負担金の額が確定したことから、負担金の額を補正するものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、御説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。予算書は11ページをお開きください。

2款総務費は、25節積立金に150万円を増額補正するものでございます。

内訳といたしましては、30年度の繰越金を財源として施設整備基金に150万円の積立を行うもので、総事業費の割合に応じ、不燃物施設整備基金へ15万円、消防施設整備基金へ135万円を積立てるものでございます。

次に、予算書12ページ、3款衛生費は、25節積立金に1,500万円を増額補正するものでございます。

内訳といたしましては、繰越金を財源として施設整備基金に1,500万円の積立を行うものでございます。

次に、予算書13ページ、4款消防費は、3,731万円を増額補正するものでございます。

内訳といたしましては、1目消防運営費につきましては、繰越金を財源として消防施設整備基金へ4,000万円の積立を行い、2目消防施設費につきましては、消防ポンプ自動車の購入に係る事業費の確定により269万円の減額補正となり、合計で3,731万円の増額補正となるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。予算書は6ページをお開きください。上段の歳入の欄をご覧ください。

歳入につきましては、先ほどご説明いたしました歳出額の確定に伴って負担金、繰入金及び繰越金等について補正を行うものでございます。

総額は、5,381万円の増額でございます。

内訳といたしましては、負担金で203万円の減、繰入金で19万円の減、繰越金で5,853万円の増、組合債で250万円の減となっております。

最後に、予算書14ページは、地方債の年度末見込み額の補正調書でございます。

議案第12号資料といたしまして、ただいま説明をいたしました事業費や負担金の内訳を添付いたしております。

また、資料の最後のページになりますが5ページには基金の一覧表を掲載しております。

上から財政調整基金、退職手当基金、施設整備基金となっており、元年度末現在高の合計額は、約14億4,145万円の見込みとなっております。

以上、簡単ではございますが議案第12号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第12号に対する質疑に入りますが、質疑は、歳入と歳出を区分し、歳出全般から質疑に入ります。

質問につきましては、同一議員につきそれぞれ3回までとなっておりますので、御了承を願います。質疑の際はページ数をお示し願います。

まず、歳出全般について、ページは、11ページから13ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ次に、歳入全般に対する質疑に入ります。

ページは、7ページから10ページであります。

○山口喜久雄議員

議案第12号資料の4ページに令和元年度高速自動車国道における救急業務特別負担金の算出根拠が載っていますが、このインターチェンジ係数にはスマートインターチェンジは含まれないということでしょうか。

○事務局長（池松 弘君）

含まれないことになっております。

○議長（田川伸隆君）

ほかにないでしょうか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ次に、第2条「地方債の補正」、第三条「組合経費の負担の

補正」に対する質疑に入ります。ページは、4 ページ、5 ページであります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって議案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第 1 2 号「令和元年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 1 号）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、議案第 1 2 号は、原案どおり可決されました。

○議長（田川伸隆君）

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

今期臨時会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありま

した場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（田川伸隆君）

異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これ을もちまして、令和元年第 4 回県央地域広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 2 時 1 5 分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議 長

田川伸隆

会議録署名議員

松尾義光

会議録署名議員

山口喜久雄